

公表 宿毛市の職員の給与等の状況

宿毛市職員の給与ならびに職員数等の現状をお知らせします。

職員の給与は、生計費、国およびその他の地方公共団体の職員給与、民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めることになっています。

給与の改定は、これらの事情を総合的に判断したうえで必要な条例議案を市議会に提出し、審議された後、改定される仕組みになっています。

国家公務員と地方公務員の給料の比較は「ラスパイレース指数」により行われていますが、これは、地方公共団体の職員構成が、国と同一であると仮定した国の給料水準を100とした場合の数値で、宿毛市の場合、平成19年4月1日現在のラスパイレース指数は93.2となっており、全国市平均の97.9を下回っています。

なお、ホームページ上で詳細版を公開していますのでご覧ください。

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
19年度	(20年3月31日現在) 23,679人	千円 9,815,310	千円 141,959	千円 2,707,797	% 27.6

(注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、報酬、退職手当ならびに共済組合負担金等のことです。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
19年度	255人	1,028,830	111,067	433,125	1,573,022	6,169

- (注) 1 この表は一般職員の給与費について示したものです。
 2 職員数は平成20年4月1日現在の人数です。
 3 職員手当は職員に対して支給される扶養手当、住居手当、通勤手当などであり退職者に支給される退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
318,945円	42.8歳	305,283円	42.4歳

(4) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		宿毛市		国	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	156,752円	173,436円	I種 185,800円 II種 172,200円	I種 200,000円 II種 185,800円
	高校卒	135,897円	145,306円	140,100円	149,800円

(注) 宿毛市における初任給および2年後の給料は、平成18年4月1日から実施している給料の3%減額後の金額です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 263,538円(33.9歳)	298,227円(38.4歳)	338,530円(43.4歳)
	高校卒 —	259,766円(33.9歳)	283,822円(38.7歳)

- (注) 1 現在、市役所に勤務している職員の経験年数別の平均給料月額の実態を示す数字です。
 2 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合には、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数をいうものですが、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合には、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 技査	係長 主任	課長補佐 主 幹	課長 主監	
職 員 数	1 8 人	8 人	2 7 人	4 6 人	4 2 人	1 8 人	1 5 9 人
構 成 比	11.3%	5.1%	17.0%	28.9%	26.4%	11.3%	100%

(7) 職員の手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	宿 毛 市	国
期末手当 勤勉手当	(19年度支給割合)	(19年度支給割合)
	6 月期 1.40 月分	6 月期 1.40 月分
	1 2 月期 1.60 月分	1 2 月期 1.60 月分
	計 3.00 月分	計 3.00 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 (21.00)月分	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 (21.00)月分
	勤続 25 年 33.50 (33.75)月分	勤続 25 年 33.50 (33.75)月分
	勤続 35 年 47.50 (47.50)月分	勤続 35 年 47.50 (47.50)月分
	最高限度額 59.28 (59.28)月分	最高限度額 59.28 (59.28)月分
	その他の 定年前早期退職特例措置	その他の 定年前早期退職特例措置
	加算措置 (2%~20%加算)	加算措置 (2%~20%加算)
	勤奨・定年 30.55 (27.30)月分	勤奨・定年 30.55 (27.30)月分

(注) 退職手当の()は旧制度を適用した場合の支給率です。

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の 1 人につき月額 6,500 円	同	—
住居手当	借家・借間居住者 基 礎 控 除 額 12,000 円 最高支給限度額 27,000 円 自宅居住者で世帯主(新築又は購入後 5 年間) 2,500 円	同	—
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2,500 円(片道 2 km 以上 3 km 未満)から 最高 15,700 円(2.5 km 以上)	異	交通用具使用について 使用距離等を細分化している

(8) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	月 額	期末手当(18年度支給割合)
給 料	市長 799,000 円 副市長 693,000 円	6 月期 1. 6 月分 1 2 月期 1. 7 月分 計 3. 3 月分
報 酬	議長 405,000 円 副議長 340,000 円 議員 315,000 円	6 月期 1. 6 月分 1 2 月期 1. 7 月分 計 3. 3 月分

職員数の状況

部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

区 分		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	課 ・ 所 名
部 門		平成 19 年	平成 20 年			
一般行政	議 会	4	4	0		議会事務局
	総 務	53	49	▲4	事務事業の見直し等による職員減	企画課、総務課、市民課、会計課、人権推進課、建設課、支所、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
	税 務	17	18	1	幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構への派遣職員増	税務課
	労 働	1	0	▲1	建設課監理係長を「土木」部門へ位置付けたことによる職員減	
	農林水産	14	12	▲2	事務事業の見直し（退職不補充等）による職員減	産業振興課、建設課、農業委員会事務局
	商 工	6	6	0		商工観光課
	土 木	11	10	▲1	事務事業の見直し（系の統合）による職員減及び建設課監理係長を「労働」部門から本部門へ位置付けたことによる職員増	建設課
	民 生	105	100	▲5	事務事業の見直しによる保育士減（退職一部補充）	市民課、隣保館、福祉事務所、地域子育て支援センター、保育園
	衛 生	21	21	0		保健介護課、沖の島へき地診療所、環境課
小 計		232	220	▲12		
特別行政	教 育	38	36	▲2	事務事業の見直し（退職不補充）による職員減	教育長、学校教育課、生涯学習課、公民館、図書館、歴史館、学校給食センター
	小 計	38	36	▲2		
普 通 会 計 計		270	256	▲14		
公営企業 等 会 計	水 道	9	9	0		水道課
	交 通	8	8	0		企画課（定期船事務所）
	下 水 道	3	3	0		水道課
	そ の 他	48	49	1	高知県後期高齢者医療広域連合への派遣職員を「総務」部門から本部門へ位置付けたことによる職員増	市民課、税務課、保健介護課、千寿園
	小 計	68	69	1		
合 計		338	325	▲13		

（注）本表の数値は、地方公共団体定員管理調査に基づいており、職員数は一般職に属する職員数で、職員数には教育長および休職者を含み、一部事務組合等への派遣職員ならびに臨時および非常勤職員は除いています。